

川島税務署からのお知らせ

税務署の確定申告会場について

開設期間 2月16日(火)から3月15日(月)まで(土・日・祝日を除く)

※上記の期間より前は、確定申告会場を設置しておりませんのでご注意ください。ただし、作成済みの申告書などの提出は受け付けています。

受付時間 午前8時30分から午後4時まで(相談開始は午前9時から)

ただし、会場の混雑状況により、午後4時前であっても受付を終了する場合があります。

感染症対策のお知らせ

確定申告会場の混雑緩和のため、**会場への入場には「入場整理券」が必要です。**整理券は各会場で当日配付またはLINEで事前発行します。

- ※1 なお、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。皆様のご理解とご協力をお願いします。
- ※2 自宅で申告書が作成できる国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をぜひご利用ください。なお、スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます。

自宅から、e-Taxで確定申告を!!

【スマートフォンで申告可能】

- スマートフォンで国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」にアクセスすれば、画面の案内に従って入力するだけで申告書が作成できます。
- 作成した申告書はそのままe-Taxを利用して送信できるほか、印刷して郵送などで税務署に提出することもできます。
- ※1 e-Taxを利用する場合は、マイナンバーカードかID・パスワードが必要となります。
- ※2 マイナンバーカードを使ってe-Taxをする場合は、スマートフォンがマイナンバーカードの読み取りに対応している必要があります。
- ※3 ID・パスワードは、税務署で即日発行します。申告する本人が運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、近くの税務署にお越しください。



二次元コード
作成コーナーは
こちら!



二次元コード
読取対応端末の
一覧はこちら!

申告と納税は納期限内に!

令和2年分の確定申告・納期限

所得税および復興特別所得税 3月15日(月)

消費税および地方消費税(個人事業者) 3月31日(水)

納税は便利な振替納税をご利用ください【振替日】

所得税および復興特別所得税 4月19日(月)

消費税および地方消費税(個人事業者) 4月23日(金)



<https://www.nta.go.jp>

詳しくは 国税庁 で 検索

令和2年中所得申告相談日程表

受付時間 午前9時30分~午後3時

例年、午前中はかなり混み合っていますので、時間をずらしてお越しください。

来場の皆さんへ

感染症対策のため、お越しの際はマスクを着用してください。

また、当日体調が優れない方、発熱のある方は来場をお控えください。

受付では非接触型体温計を使用し、検温を実施しますのでご協力をお願いします。

	相談日	地区区分	会場
鴨島町	2月16日(火)	森山地区	市役所本館 3階大会議室
	2月17日(水)	上浦・牛島地区	
	2月18日(木)	西麻植・敷地地区	
	2月19日(金)	飯尾・呉郷地区	
	3月5日(金)	鴨島・上下島・喜来地区	
	3月8日(月)	知恵島・鴨島・上下島・喜来地区	
	3月9日(火)	鴨島町全域	

	相談日	地区区分	会場
川島町	3月1日(月)	児島・学・三ツ島地区	川島公民館1階
	3月2日(火)	菜村・山田・川島・宮島地区	
	3月3日(水)	川島町全域	

	相談日	地区区分	会場
山川町	2月22日(月)	宮島南・北、祇園、八坂南・北、青木、若宮・東、瀬詰八幡、三島、春日、湯立東・西・北、旭、中筋、井上、久宗、櫻谷、楠根地、皆瀬、桑内	山川地域総合センター (旧山川庁舎) 2階201会議室
	2月24日(水)	宮地、季邦、住吉、翁喜台・東、西ノ原、旗見、迎坂、南・中・北町、西山、川田天神、村雲、北島東・西	
	2月25日(木)	麦原東・西、川東東・南・西・北、恵下、奥川田東・西、瀬津、東・西市久保、原、貞田、舟戸東・西、衣笠	
	2月26日(金)	山瀬天神、忌部北・南、中央東・西、日の出第1・第2、西久保東・中・南・西、諏訪・東・東2・東部・南部・中部、ほたる川、北村	
	2月27日(土)	山川町・美郷全域	

	相談日	地区区分	会場
美郷	2月27日(土)	山川町・美郷全域	山川地域総合センター 2階201会議室
	3月4日(木)	美郷全域	ふるさとセンター

	相談日	地区区分	会場
市全域	3月10日(水)	吉野川市全域	市役所本館 3階大会議室
	3月11日(木)		
	3月12日(金)		
	3月14日(日)		
	3月15日(月)		

◎所得税(国税)の確定申告は、川島税務署でも受け付けています。

●青色申告 ●住宅借入金等特別控除(新築・増改築・耐震改修・バリアフリー改修工事など) ●譲渡所得(土地、家屋、株式など) ●山林所得 ●雑損控除 ●消費税申告

●問い合わせ **川島税務署**
☎25-2211

※電話をおかけいただきますと、自動音声でご案内しますので、案内に従って、ご用件の番号を選択してください。

●問い合わせ **税務課** ☎22-2215 FAX22-2247